

平成27年度 第21回庁議要旨

日時：平成28年2月2日（火）

午後4時～午後5時

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金制度の創設について （健康部）

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいた認知症高齢者グループホーム等の整備事業を行う事業者に対し、施設整備費、施設開設準備に要する経費等について、補助金を交付することにより、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するとともに、高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できる基盤整備を推進する。

(1) 主な内容

i 補助対象事業

- ① 地域密着型サービス等整備助成事業
- ② 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- ③ 定期借地権設定のための一時金の支援事業
- ④ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ii 対象経費及び補助金の額

別紙の対象事業の区分に応じ、当該事業の対象施設ごとに対象経費の実支出額と補助単価に単位数を乗じて得た額又は補助単価に補助率を乗じて得た額と比較して少ない方の額を限度として予算の範囲内で決定する。（1,000円未満切捨）

（※ 実際の補助単価については、毎年度県が示す単価と同額とする。）

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年3月31日 石巻市介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金交付要綱廃止
- ・ 平成28年3月31日 石巻市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付要綱廃止
- ・ 平成28年3月 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱の制定（施行年月日：平成28年4月1日）

2 被災者自立再建促進対策本部の設置について（福祉部）

東日本大震災から間もなく5年を迎えるにあたり、被災者の自立生活と住まいの再建を促進するため、被災者ニーズや個別事情に配慮しながら、応急仮設住宅から恒久的な住まいへの円滑な移転、孤立防止、安全安心な生活実現のための支援が必要となっている。

このことへの対応として、全庁的な促進体制を構築し、被災者の円滑な自立と住まいの再建を促進する。

(1) 主な内容

i 所掌事項

- ① 被災者の自立再建促進に関すること。
- ② 石巻市被災者自立再建促進プログラムの策定及び進行管理に関すること。

- ③ 前2項のほか、被災者の自立生活の実現と住まいの再建促進のための重要事項に関すること。

ii 組織

① 本部

- ア 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、福祉部長がその議長となる。
 イ 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、意見を聞くことができる。
 ウ 構成メンバー
 本部長：市長
 副本部長：副市長
 本部員：復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、各総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、会計管理者、教育委員会教育長及び教育委員会事務局長

② 幹事会

- ア 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。
 イ 幹事長は、必要と認めるときは幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
 ウ 幹事会は、調査検討した結果を本部に報告しなければならない。
 エ 構成メンバー
 幹事長：福祉部長
 副幹事長：福祉部次長
 幹事：復興政策部次長、総務部次長、財務部次長、復興事業部次長、各総合支所次長、生活環境部次長、健康部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長及び教育委員会事務局次長

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月上旬 石巻市被災者自立再建促進対策本部設置要綱の施行
- ・ 平成28年2月中旬 第1回被災者自立再建促進本部会議の開催

3 建築物の省エネ法に係る認定申請手数料について（建設部）

建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物の省エネ性能の向上を図るため、新たに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）が制定され、平成28年4月1日から任意で建築物省エネ法の基準に適合することについての認定を受けて、容積率の特例やその旨を表示できる制度が施行されることから、当該認定事務の実施について、手数料を規定する。

(1) 主な内容

建築物の省エネ法の施行に伴い、当該認定事務手数料を徴収する。

※算出方法：想定所要時間（国で示す所要時間）×1時間あたりの人件費（宮城県の標準単価）

①手数料：【住宅：性能基準】

住棟の申請面積又は戸数		新規申請の場合		変更申請の場合	
		適合証なし	適合証あり	適合証なし	適合証あり
戸建	～200㎡以内	32,300円	4,400円	16,100円	2,200円
	200㎡を超えるもの	36,100円	4,400円	18,000円	2,200円
共同住宅	～5戸	65,200円	8,800円	32,600円	4,400円
	6戸～15戸	108,000円	19,000円	54,000円	9,500円
	16戸～45戸	185,000円	42,400円	92,500円	21,200円
	46戸～	266,000円	76,000円	133,000円	38,000円

②手数料：【住宅：仕様基準】※法第36条の認定表示のみ活用可

住棟の申請面積又は戸数		新規申請の場合	
		適合証なし	適合証あり
戸建	～200㎡以内	16,400円	4,400円
	200㎡を超えるもの	17,700円	4,400円
共同住宅	～5戸	31,000円	8,800円
	6戸～15戸	53,800円	19,000円
	16戸～45戸	97,500円	42,400円
	46戸～	147,000円	76,000円

③手数料：【非住宅：モデル建物法】

住棟の申請面積 (㎡)	新規申請の場合		変更申請の場合	
	適合証なし	適合証あり	適合証なし	適合証あり
～300以内	82,300円	8,800円	41,100円	4,400円
300を超え～2,000以内	138,000円	25,300円	69,000円	12,600円
2,000を超え～5,000以内	223,000円	76,000円	111,000円	38,000円
5,000を超え～10,000以内	291,000円	120,000円	145,000円	60,000円
10,000を超え～25,000以内	350,000円	152,000円	175,000円	76,000円
25,000を超えるもの	411,000円	190,000円	205,000円	95,000円

④手数料：【標準入力法・主要室入力法】

住棟の申請面積 (㎡)	新規申請の場合		変更申請の場合	
	適合証なし	適合証あり	適合証なし	適合証あり
～300以内	215,000円	8,800円	107,000円	4,400円
300を超え～2,000以内	348,000円	25,300円	174,000円	12,600円
2,000を超え～5,000以内	497,000円	76,000円	248,000円	38,000円
5,000を超え～10,000以内	612,000円	120,000円	306,000円	60,000円
10,000を超え～25,000以内	723,000円	152,000円	361,000円	76,000円
25,000を超えるもの	825,000円	190,000円	412,000円	95,000円

※変更申請手数料は新規申請手数料の2分の1（端数処理は宮城県基準に準じる。）

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 平成28年石巻市議会第1回定例会へ石巻市手数料条例改正案提案
- ・ 平成28年2月 「石巻市エネルギー消費性能向上計画の認定及びエネルギー消費性能の認定要綱」の制定（条例・要綱いずれも平成28年4月1日施行）

4 石巻震災奨学金給付事業に係る給付額の確定と寄附金の受入れ終了について（教育委員会）

石巻市震災奨学金は、東日本大震災により父母を亡くした児童・生徒への修学支援として平成24年度より給付を開始した。寄附金は、奨学資金基金へ積立てを行い、石巻市震災奨学金給付事業へ充当している。平成26年度には、当初の給付見込額を上回る額の寄附金が寄せられたことから、月額金のほかに一時金を支給し、給付の充実を図ってきた。

また、平成28年度には2名の未就学児の小学校入学により、未給付者がいなくなり、全対象者43名の給付が開始されることになる。給付対象者及び給付額はほぼ確定しており、近日中に寄附額が給付見込額を上回るが見込まれる。

このことから、石巻市震災奨学生への給付額を確定し、事業に係る寄附金の受入れを終了する。

(1) 主な内容

- i 奨学生への給付額の確定

【給付額】 (単位：円)

	小学生	中学生	高校生
月額	10,000	20,000	30,000
年額	120,000	240,000	360,000
一時金		300,000	500,000

ii 平成28年3月31日をもって震災奨学金への寄附受入れを終了する。

受入れ終了後に寄附の申し出があった場合は、教育寄附金等の説明を行い、寄附者の意向に沿った受入先を案内する。

(2) 今後の予定

- ・ 市ホームページで告知
- ・ 継続的に寄附（2回以上）をいただいている個人・団体へ書面で終了のお知らせをする。

5 有料公園及び体育施設の高校生以下の使用料について（教育委員会）

高校生以下の市民が、市内有料公園及び各体育施設を利用する場合、現在の規定では、料金区分（一般・小中学生・高校生）や、減免できる場合の要件が統一されておらず、施設により取扱いに差異が生じている。

このため、市内の高校生以下の施設利用者に係る負担の軽減及び公平化を図り、本市スポーツの振興に資する。

(1) 主な内容

ア 有料公園施設

夜間照明設備及び管理棟を除き、市内の高校生以下が使用する場合

現行：減免規定なし

改正：100分の50減免する。（ただし、別に、一般利用者と、高校生以下の使用料の区分が定められているものは除く。）

イ 体育施設

① 石巻市桃生農業者トレーニングセンター

② 石巻市にっこりサンパーク

③ 石巻市牡鹿清崎運動公園

以上①～③について、市内の高校生以下が使用する場合

現行：減免規定なし

改正：100分の50減免する。（ただし、別に、一般利用者と、高校生以下の使用料の区分が定められているものは除く。）

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 関係規則改正予定（平成28年4月1日施行）

【報告事項】

1 東日本大震災石巻市追悼式開催について（総務部）

東日本大震災の犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を捧げるとともに、最大の被災地から「世界の復興モデル都市石巻」の実現を目指していく決意を新たにすため、市主催の追悼式を開催する。

(1) 主な内容

i 開催日時

平成28年3月11日（金）午後2時40分～午後4時（午後5時まで一般献花）

ii 場 所

河北総合センター

iii 形 式

無宗教形式とし、祭壇の慰霊塔に参列者が献花する。

iv 次 第

開式

《国式典の模様を放映（NHK総合テレビ：地上波）》

国歌斉唱

黙祷（午後2時46分）

式辞（内閣総理大臣）

天皇陛下おことば

《国式典放映終了》

追悼合唱

式辞（市長）

追悼の辞

御遺族代表のことば

御遺族代表献花

主催者、御来賓献花

参列者献花

閉式

v 交通手段

各総合支所、支所、石巻駅前、大規模な仮設住宅、また、本年度新たにあげぼの北復興住宅ほか4か所の復興住宅から会場まで送迎バスを運行する。

vi 献花場

本庁地区：本庁舎4階庁議室

雄勝地区：雄勝総合支所仮設庁舎

河南地区：遊楽館

桃生地区：桃生総合支所庁舎

北上地区：北上保健医療センター

牡鹿地区：牡鹿保健福祉センター

（献花時間 午前8時30分～午後5時）

vii 周知方法

市報、新聞、ラジオ等で市民に周知する。

viii その他

- ① 献花用の花は市で準備する。
- ② 市民や企業等に対し、式典当日の半旗の掲揚及び地震発生時刻の午後2時46分の黙祷を呼び掛ける。
- ③ 御遺族に対し、追悼式開催の案内状を送付する。

2 職員定数の見直しについて（総務部）

東日本大震災からの復興業務を円滑に進めていくためには、職員のマンパワーが必要となることから、不足する職員の確保については、地方自治法に基づく他団体からの職員派遣及び任期付職員の採用により対応することとしている。また、病院局において、石巻市立病院の開院に向け、新年度から職員体制等に変更が生じる。

このことから、適正な定数（現在配置している職員数）に見直す。

(1) 主な内容

i 各機関毎の職員定数

（単位：人）

機関	現行	改正	増減
市長の事務部局の職員	1,500	1,600	100
病院局の職員	180	250	70
議会の事務局の職員	12	12	0
選挙管理委員会の事務局の職員	7	7	0
監査委員の事務局の職員	7	7	0
農業委員会の事務局の職員	11	11	0
教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	180	180	0
学校の職員	165	165	0
計	2,062	2,232	170

※今後の職員数の見込

（単位：人）

区分	条例定数(A)	H28.1.1基礎職員数	H28.3.31退職予定者数	H28.4.1採用予定者数	H28.4.2以降採用予定者数	H28年度末以降見込職員数(B)	(A)－(B)定数を超えて必要となる人数
市長部局	1,500	1,444	▲36	116	60	1,584	▲84
病院局	180	146	▲2	53	50	247	▲67

ii 定数見直しの考え方

- ・ 基本的には、平成28年4月1日の配置予定職員数によることとするが、その後の不足人員解消のための採用等も考慮し定めるものとする。
- ・ 病院局の職員について、石巻市立病院の開院に向け、新年度から職員体制等に変更が生じる。また開院に向けて医師の確保も必要なことから、現行定数から70名の増員を要する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 平成28年市議会第一回定例会へ石巻市職員定数条例の一部改正を提案（平成28年4月1日施行）

3 平成27年人事院勧告に伴う給与改定等について（総務部）

平成27年8月6日に人事院が国会及び内閣に対し、民間給与との較差（0.36%）を埋める

ため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点配分を置きながら俸給表の水準引上げとボーナスの引上げ（0.1月分）を勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分するとし、月例給、ボーナスともに俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しに係る勧告をした。

地方公務員法の給与決定原則に基づいて、国家公務員の給与に準拠するものであることから、本市職員の給与についても必要な改正を行う。

(1) 主な内容

i 一般職等に係る改正（平成27年4月1日遡及適用分：人事院勧告）

① 給料表の改定〈石巻市職員の給与に関する条例〉

- ・ 行政職給料表の平均0.4%の引上げ。医療職及び幼稚園職給料表は行政職給料表との均衡を基本に所要の改定。
- ・ 再任用職員については、1,100円の引上げ。

※特定任期付職員については、1,000円の引上げ。〈石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例〉

② 初任給調整手当〈石巻市職員の給与に関する条例〉

- ・ 医療職給料表の改定に伴い、医師への支給月額限度を413,300円に引上げ。

③ ボーナスの改定〈石巻市職員の給与に関する条例〉

- ・ 民間の支給割合に見合うよう引上げ、勤務実績に応じた給与推進のため、0.1月を勤勉手当に配分。（期末勤勉手当年4.1月から4.2月へ）
- ・ 併せて、再任用職員の勤勉手当も0.05月引上げ。（年2.15月から2.2月へ）
- ・ なお、特定任期付職員の期末手当も0.05月引上げ。（年3.1月から3.15月へ）〈石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例〉

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 平成28年第1回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正を提案（公布の日から施行：平成28年3月17日予定）

4 （仮称）石巻市夜間・休日急患センター運営費負担に関する協定の締結について（健康部）

東日本大震災で甚大な被害を受けた石巻市夜間急患センターの再建については、石巻赤十字病院敷地内に、（仮称）石巻市夜間・休日急患センター（以下「急患センター」という。）として、平成28年12月の開院に向け建設中である。

急患センターは、石巻・登米・気仙沼医療圏で唯一の夜間の1次救急医療の施設であり、地域医療に果たす役割は大きいことから、安定した運営を継続するため、隣接自治体と運営費の負担等について協議を重ねてきた。

運営費負担に関する協定を締結し、隣接市町を含む地域における夜間及び休日の1次救急医療体制を安定的に確保する。

(1) 主な内容

i 協定締結自治体

石巻市と東松島市、女川町、南三陸町、登米市、涌谷町及び美里町（以下「各市町」という。）

ii 協定趣旨

地域における夜間及び休日の1次救急体制を確保するため、石巻市は急患センターを設置

し、各市町はそれぞれこの協定に基づき急患センターの運営に要する費用の一部を負担する。

iii 協定の主な内容

① 負担金の基礎額

負担基礎額＝（前年度の総事業費－前年度の総事業収入）÷前年度の延べ患者総数
（1円未満の端数切捨て）

② 各市町の負担金の額

各市町の負担金の額＝負担基礎額×前年度の各市町の延べ患者数
（千円未満の端数切捨て）

③ 急患センター運営協議会の設置

急患センターの運営負担金等について協議するため、各市町の担当課長による協議会を設置する。

④ 負担金の支払い

翌年度清算払い

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年4月1日（仮称）石巻市夜間・休日急患センター運営費負担に関する協定施行

5 コープ東北サンネット事業連合との「フードバンク」に関する協定締結について(福祉部)

コープ東北サンネット事業連合では、食品の無駄をなくすとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをすすめることを目的に2012年4月に「コープフードバンク」を設立している。

コープフードバンク事業を地域の社会資源と位置付け、石巻市内において、社会福祉に寄与する団体や組織等へ余剰食品を提供することにより、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをめざす。

(1) 協定内容

コープ東北サンネット事業連合は、取引先の食品企業等から余剰食品の無償提供を受け、石巻市を通じ、社会福祉に寄与する団体・組織等へ無償で提供する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月4日 協定締結式

6 石巻市震災奨学金給付にかかる対象学校の追加について(教育委員会)

学校教育法等の一部を改正する法律が平成27年6月24日公布され、平成28年4月1日から施行されることから、現行の「小学校」「中学校」に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定された。

給付対象者が通学している小中学校について義務教育学校に変更となる可能性があること、あるいは給付対象者が義務教育学校に転校するなどの可能性を考慮し、対象となる学校に義務教育学校を追加する。

(1) 主な内容

条例を改正し、義務教育学校の児童生徒も、東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金の対象とする。

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 平成28年第1回定例会に東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例の一部改正案を提案（平成28年4月1日施行）

7 石巻市立病院の事業収支見通しについて（病院局）

本年夏頃に開院を予定している石巻市立病院について、地域医療の確保を踏まえながら、病院経営の健全化や計画的・効率的な運営を図るため、平成28年度及びこれに続く4ヶ年の事業収支見通しを策定し、広く市民に周知するもの。

(1) 主な内容

i 石巻市立病院の事業収支見通しにおける試算の前提

ii 事業収支見通し

① 入院外来患者数

② 職種別人員配置計画

③ 純損益等

④ 資金収支

⑤ 一般会計繰出金

※ 詳細は別紙のとおり

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年2月 市ホームページに掲載

[その他]

1 通知カードの交付状況、個人番号カードの交付手続き等について（生活環境部）

通知カードの交付状況、個人番号カードの交付手続き等について周知があった。

以 上

